

軽費老人ホーム 健祥会ヴィラ利用料金表

〈入居料（1ヶ月あたり）〉

下記の料金表の通り入居料をお支払いください。

（サービスの利用料金は、入居者様の対象収入額とご利用となる居室に応じて異なります。）

対象収入による階層区分		利 用 料		
		生活費	サービスの提供に要する費用	居住に要する費用
1	1,500,000円以下	52,034	10,000	0
2	1,500,001円 ～ 1,600,000円	52,034	13,000	
3	1,600,001円 ～ 1,700,000円	52,034	16,000	
4	1,700,001円 ～ 1,800,000円	52,034	19,000	
5	1,800,001円 ～ 1,900,000円	52,034	22,000	
6	1,900,001円 ～ 2,000,000円	52,034	25,000	
7	2,000,001円 ～ 2,100,000円	52,034	30,000	
8	2,100,001円 ～ 2,200,000円	52,034	35,000	
9	2,200,001円 ～ 2,300,000円	52,034	40,000	
10	2,300,001円 ～ 2,400,000円	52,034	45,000	
11	2,400,001円 ～ 2,500,000円	52,034	50,000	
12	2,500,001円 ～ 2,600,000円	52,034	57,000	
13	2,600,001円 ～ 2,700,000円	52,034	64,000	
14	2,700,001円 ～ 2,800,000円	52,034	71,000	
15	2,800,001円 ～ 2,900,000円	52,034	78,000	
16	2,900,001円 ～ 3,000,000円	52,034	85,000	
17	3,000,001円 ～ 3,100,000円	52,034	93,000	
18	3,100,001円 ～ 3,200,000円	52,034	101,000	
19	3,200,001円 ～ 3,300,000円	52,034	109,000	
20	3,300,001円 ～ 3,400,000円	52,034	110,100	
21	3,400,001円以上	52,034	110,100	

注1) 11月から3月の間は、冬期加算として1,880円を加算します。

注2) 「対象収入」とは、前年の収入（社会通念上収入として設定することが適当でないものを除く）から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいいます。

注3) 夫婦で入居する場合は、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とします。その額が150万円以下に該当する場合の夫婦それぞれのサービスの提供に要する費用の額については、30パーセント減額した額とします。

注4) 月途中での入退居は、日割り計算にて精算します。なお、「居住に要する費用」について、契約書第2条による契約期間（入居期間）以外に入居者様の所持品（残置

物)を居室に置かれる場合は、その期間も加えて計算します。ただし、入居者様の死亡による退居の場合、この限りではありません。

〈その他必要な使用料〉

- ① 光熱水費：居室内に係る光熱水費
入居者様の利用する居室内で使用した、電気・水道・電話に係る費用です。
 - (1) 電気代・・・四国電力の定める料金に従い、居室メーター使用量に基づく費用です。
 - (2) 水道代・・・吉野川市水道局の定める料金に従い、居室メーター使用量に基づく費用です。
- ② レクリエーション、クラブ活動参加の費用（実費）
入居者様の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。利用料金：創作・手芸等において自分自身の作品を作られる場合は材料代等の実費をいただきます。また、その他入居者様の希望・選択で参加される行事等で、入居者様にご負担いただくのが適当と思われるものの実費をいただきます。
 - i) 主なレクリエーション行事予定
遠足、買い物会、各種演芸会、施設の祭り等
 - ii) クラブ活動
書道、茶道、華道、手芸等
- ③ 複写物の交付
入居者様又はそのご家族は、サービスの提供について記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には、下記の費用をお支払いください。

1枚につき	10円
-------	-----
- ④ 写真代（実費）
入居者様又はご家族の希望により写真が必要な場合には、各自お申込みいただき、下記の費用をお支払いください。

1枚につき	30円
-------	-----
- ⑤ 日常生活上必要となる諸費用実費
日常生活品の購入代金等入居者様の日常生活に要する費用で、入居者様にご負担いただくことが適当であるものについては、その費用をご負担いただきます。